

# 池坊短期大学学則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本学は、学校教育法にしたがい環境文化および幼児保育に関する専門的な教育を施し、建学の精神である「和と美」を身につけた教養ある社会人を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

**第1条の2** 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価の項目、ならびにその実施体制等に関して必要な事項は、別に定める。

(教育理念)

**第2条** 本学は、建学の精神にもとづく教育理念を次のとおり定める。

- 1 「和と美」とは、心のあり方とその形象を指す。その具体的な学修の基礎に、「いけばな」による全人的教育を置く。
- 2 心を形象に表し、形象を通じて心を理解する人間の行為を、文化、生活、環境の3つの面からその中軸に生命を置いて定義する。生命を尊重するとともに、それが生み出す多元性、多様性への、広汎な共存・共生の精神を育む。
- 3 自らの生命、文化、生活、環境が立脚する歴史・伝統を学ぶ知見と、知見を活用できる力を育成し、日本社会、国際社会、未来に寄与する根源的な価値の創造に努める。

(教育指針)

**第3条** 本学は、全学における教育指針を次のとおり定める。

- 1 「和と美」の教育の中核として、いけばなと伝統文化の学びを教養教育の必修に設置する。
- 2 いけばなに立脚し、生活を成り立たせる「文化」、「環境」を理解・創造する知識と技能の基礎から応用までを習得するよう「専門教育科目」を設置する。
- 3 高度な知識と技術との学びを保証する諸資格取得が可能な構成も採る。

(入学指針)

**第4条** 本学は、全学における入学指針を次のとおり定める。

建学の精神である「和と美」のもとに、人間の生命活動を生活・環境・文化形成活動の根本と捉え、そこから派生する諸環境に調和ある美、美しさの調和を見出し、かつ新たに創造する力をもって社会に貢献できる知と力を身につけることを目指す高い志と意欲を有する人物を求める。

## 第2章 学科および授業科目

(学科)

**第5条** 本学に環境文化学科（英訳名：Department of Environment Cultural Studies）、幼児保育学科（英訳名：Department of Early Childhood Education and

Care) を置く。

(学科教育目標)

**第6条** 環境文化学科では、環境を自然、社会、人文などにわたるものと捉え、くらしを取り巻く環境に現れる美のあり方を探求し、それを踏まえて新しい生活文化の創造に資する能力の開発を目的とする。これに応じて、現代の様々な環境に関わる基礎的な専門知識と、自らの環境を生み出す高度な技術の習得によって、自己を取り巻くすべてのものと調和し、そこに様々な美を見出し、創り上げる力をもって、社会に貢献できる人材を育成する。

2 幼児保育学科では、「和と美」は、人間活動の本質である「対話（コミュニケーション）、共生」の精神性を包含すると捉え、「子どもの命を守る」ことを実践できる人材の養成を目的とする。すなわち、対象を知り、また自らを知ることで相互の差異を認め合い、支え高め合うことでさらなる和と美を生み出すことができる。この精神を基軸に、伝統文化の創造的伝承、人材形成の基盤の確立を援助・指導、さらには家庭・地域との連携を図ることのできる、時代が要請する保育および幼児教育の専門職を養成する。

(教育課程)

**第7条** 各学科において開設される授業科目は、教養教育科目、専門教育科目、および教職に関する専門科目に区分される。

2 教養教育科目には、全学共通科目として建学の精神科目（華道）を設置する。

(授業科目と単位数)

**第8条** 各学科に属する授業科目および単位数は、別表第1（卒業必要単位数一覧）、別表第2（教養教育科目）、別表第3（環境文化学科専門教育科目）および別表第4（幼児保育学科専門教育科目）のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、各学科の定めるところによる免許および資格等を取得するために必要な授業科目を置くことができる。

3 前2項に規定する授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第3章 学生定員および修業年限

(学生定員)

**第9条** 学生定員は、次のとおりとする。

環境文化学科

入学定員 100名

収容定員 200名

幼児保育学科

入学定員 50名

収容定員 100名

(修業年限)

**第10条** 本学の修業年限は、2年とする。ただし、入学後2カ年間に第17条に定める単位を修得できないときは、第11条に定める期間を超えない範囲におい

て修業年限を延長することができる。

(在学期間)

**第 1 1 条** 学生は、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定に関わらず、在学期間を超えて在学を希望する者があるときは、学長は許可することができる。

#### 第 4 章 学年、学期、休業日および授業期間

(学年)

**第 1 2 条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第 1 3 条** 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第 1 4 条** 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日であっても講義、演習、および実習を行うことがある。

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号、ならびに平成26年5月30日法律第43号）に規定する休日

日曜日

春季休業・夏季休業・冬季休業 別に定める

2 学長が必要と認めたときは前項各号の各休業日のほかに休業日を定めることができる。

(授業期間)

**第 1 5 条** 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

#### 第 5 章 履修方法、課程修了認定および卒業

(単位数計算基準)

**第 1 6 条** 授業科目の単位数算定の基準は、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の履修および修得)

**第 1 7 条** 本学の各授業科目の単位、および必要単位数は別表第1、別表第2、別表第3、および別表第4のとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、教授会の意見を聴取し、変更の決定を行うことができる。

2 本学を卒業し、短期大学士の学位を得るためには、池坊短期大学科目履修規程の定めるところに従い、62単位以上を修得しなければならない。

3 外国人留学生等の履修上の特例については、別に定める。

4 第8条第3項に規定する授業方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

5 その他、必要事項は別に定める。

(教育職員免許法施行規則に関する課程)

**第 1 8 条** 本学幼児保育学科において、幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、

基礎資格として学校教育法第104条第3項に定める短期大学士の学位を有するとともに、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を含め、別表第5に規定される所定の単位数を修得しなければならない。

(単位認定)

**第19条** 授業科目の単位認定は、試験(筆記または口述)、論文、レポート、制作作品の提出、または実習報告書等の方法に基づいて、授業担当教員が認定する。

2 科目履修に関する事項は、別にこれを定める。

(科目の評定)

**第20条** 授業科目の評定は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

(科目の評価)

**第21条** 単位認定試験等の評価は、S(100点~90点)、A(89点~80点)、B(79点~70点)、C(69点~60点)、およびF(59点以下)をもって表し、C以上を合格とする。

2 評定と評価の関係は、別に定める。

3 他大学等において修得した科目の評価は、別に定める。

(卒業)

**第22条** 本学に2カ年以上在学し、第17条に規定する単位数を修得した者については、教授会の審議・意見を得て、学長が卒業を認定する。

(短期大学士)

**第22条の2** 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

2 本学学位規程は、別に定める。

(他大学における授業科目の履修等)

**第23条** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。

この場合、修得したとみなすことができる単位数は、前項および第24条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第24条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により、与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

**第25条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する以前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業

科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、転学科等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

第6章 入学、休学、復学、復籍、再入学、退学、転学および除籍  
(入学時期)

**第26条** 入学は学年の初めとする。

- 2 前項のほか、教授会の審議・意見を得て、学長が必要と認めた場合は、学期の区分にしたがい入学することができる。

(入学資格)

**第27条** 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校卒業生
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (4) 大学への入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第150条に規定された者

- 2 外国人留学生の入学許可およびその取り扱いについては、別に定める。

(入学の願出)

**第28条** 本学へ入学を志願する者は、入学願書および第39条に定める入学検定料に必要書類を添えて願出しなければならない。

(選抜試験)

**第29条** 入学志願者については、別に定めるところにより入学者選抜試験を行う。

(入学手続)

**第30条** 前条の入学者選抜試験の結果に基づき合格通知を受けた者は、第40条に定めるところにより、入学金を納入し、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書(本学所定の用紙で保証人連署のもの)

ここでいう保証人とは次のとおりである。

ア 正保証人は1名とし、父母またはこれに代わるべき者で、満25歳以上で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者とする。

イ 外国籍の者は、日本国内における満25歳以上で本人と世帯を別にする身元保証人を必要とし、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者とする。

ウ 本学が保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

エ 保証人および日本国内における身元保証人がその責務を果たすことができなくなったときには、速やかに相当の代理人を定め、届け出なければならない。

オ 保証人を変更しようとするときは、直ちに届け出て承認を受けなければならない。なお、保証人が住所または氏名を変更したときも同様とする。

- (2) 第27条の入学資格を証明する証明書

(3) その他本学が必要とする書類

(入学許可)

**第31条** 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。この手続を完了しない者については、合格を取り消すことがある。

(休学)

**第32条** 病気その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上就学できないときは、休学願を学長に提出し、許可を得て休学することができる。ただし、病気による場合には医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

**第33条** 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、さらに願い出の上、1カ年を延長することができる。

2 休学期間は、第10条に定める修業年限および第11条に定める在学年限には算入しない。

(復学、復籍および再入学)

**第34条** 休学期間が満了した場合または休学期間中にその事由が消滅した場合は、その事由を具した復学願を学長に提出し、許可を得て復学することができる。ただし、病気による休学中の者は、必ず医師の診断書を添付しなければならない。

2 復籍または再入学を希望する者は、その事由を具した願いを学長に提出し、許可を得て復籍または再入学することができる。

3 前項に関しては、別にこれを定める。

(退学)

**第35条** 退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

**第36条** 本学から他の大学に転学を希望する者は、保証人連署の上、転学願を提出し、学長に許可を受けなければならない。

(転入学)

**第37条** 他の大学から本学に転入学を希望する者は、願い出の上、許可を受けなければならない。

(除籍)

**第38条** 次の各号の一に該当する者は、除籍とする。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第11条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第33条に定める休学期間を超えてなお就学できない者
- (4) 死亡または長期にわたり行方不明の者

第7章 検定料、入学金、学費およびその他納付金

(検定料)

**第39条** 入学を志願する者は、別表第5に定める検定料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、検定料を免除することが

ある。

(入学金)

**第40条** 入学者選抜試験に合格した者は、別表第5に定める入学金を所定の期日までに納付しなければならない。

(授業料等)

**第41条** 授業料および教育充実費の年額は、別表第5に定めるとおりとし、所定の期日までに納付しなければならない。

2 特別な事情がある者については、願い出により分納または延納を許可することがある。

3 修業年限(2年)を超えて在籍する者の授業料および教育充実費は、次の通りとする。

(1) 前期または後期に4単位以内の受講登録を行う者の授業料および教育充実費は、当該年度分の4分の1とする。

(2) 前期または後期に5単位以上の受講登録を行う者の授業料および教育充実費は、当該年度分の半額とする。

4 第3項の受講登録に関わり、登録科目に通年科目がある場合、該当科目の単位数の2分の1を前期、後期の各々の単位数として計算する。

(その他の納付金)

**第42条** 検定料、入学金、授業料および教育充実費のほか、実験、実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。

2 前項に規定する納付金の種類、金額および納入に必要な手続等については、別に定める。

(納付金の告示)

**第43条** 授業料その他の納付金の納入告示は、所定の場所に掲示、または通知することによって行う。

(納付金の不還付等)

**第44条** 既納の検定料、入学金、授業料、教育充実費その他の納付金は、原則として還付しない。ただし、入学許可を得た者で、3月31日までに入学手続きの取り消しを願い出た者については、既納の検定料・入学金に相当する金額を除く納付金を返還することがある。

2 休学を認められた者については、休学期間中は、半期50,000円の在籍料を徴収する。ただし、この規定は、新入学生の前期分には適用しない。

3 学期の途中で休学、復学または退学した者の当該学期分は、全額徴収する。

(学費の減免)

**第45条** 学則の規定にかかわらず、学費の全額若しくは一部を減免することがある。

2 学生が第38条第4号の規定により除籍されたときは、未納の学費の全額を免除することができる。

3 前項以外の学費の減免については、別にこれを定める。

第8章 組織

(教員および職員)

**第46条** 本学に次の教員および職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 教授
- (3) 准教授
- (4) 助教
- (5) 助手
- (6) 職員

2 本学に必要な応じて次の教員および職員を置くことができる。

- (1) 副学長
- (2) 講師
- (3) その他の職員

3 前項に定めるもののほか、学長は必要がある場合には、理事会の議を経て、特別職を設けることができる。

4 学長の選出に関しては別に定める。

(科目委嘱)

**第47条** 学長は、必要がある場合には、非常勤講師を委嘱することができる。

2 非常勤講師の取扱事項等に関しては別に定める。

(組織的研修)

**第48条** 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

(教授会および教学組織)

**第49条** 本学に教授会を置く。

2 教授会は学長、副学長、学科長、学長が任命する教学役職者、および専任の教授をもって構成する。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業および教育課程の修了に関すること。
- (2) 学位授与に関すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長および学科長その他の置かれる組織の長(以下「学長等」という。)が司る教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

5 教授会および教学組織の取扱事項、ならびに運営等については別途定める。

第9章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生および長期履修学生

(科目等履修生)

**第50条** 本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学学則第19条、第20条、および第21条の規定を準

用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

**第51条** 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて聴講生として履修を許可することがある。

2 聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

**第52条** 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(長期履修生)

**第53条** 第10条本文に定める修業年限を超える一定の期間、授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志望する者があるときは、選考の上、長期履修生として入学を許可する。

2 前項に関しては、別に定める。

(特例制度による科目等履修生)

**第54条** 本学において、認定こども園法の改正に伴う特例制度による科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、当該学科の教育および研究に支障のない限りにおいて、選考の上、特例制度による科目等履修生（以下、「特例履修生」という。）として入学を許可することがある。

2 特例履修生について必要な事項は、別に定める。

(委託訓練学生)

**第55条** 職業訓練のために委託訓練学生として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、委託訓練学生として入学を許可することがある。

2 委託訓練学生について必要な事項は、別に定める。

#### 第10章 図書館および保健室

(図書館)

**第56条** 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(保健室)

**第57条** 本学に保健室を置く。

2 保健室に関する規程は、別に定める。

#### 第11章 賞罰

(表彰)

**第58条** 学生として表彰に値する行為があったときは、教授会の審議を・意見を得て、学長は表彰することができる。

(懲戒)

**第59条** 本学の規則に違反し、または学生の本分に反する行為があった者は、教授会の審議・意見を得て、学長が当該学生を懲戒する。

- 2 懲戒は訓告、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当な事由なく出席常でない者
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

#### 第12章 雑則

(改廃)

**第60条** この学則の改廃は、教授会の審議・意見を得て学長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

- 1 本学則は、昭和27年4月1日から施行する。
- 2 昭和28年4月1日一部改正
- 3 昭和29年4月1日一部改正
- 4 昭和33年4月1日一部改正
- 5 昭和36年4月1日一部改正
- 6 昭和37年4月1日一部改正
- 7 昭和38年4月1日一部改正
- 8 昭和40年4月1日一部改正
- 9 昭和41年4月1日一部改正
- 10 昭和42年4月1日一部改正
- 11 昭和43年4月1日一部改正
- 12 昭和44年4月1日一部改正
- 13 昭和45年4月1日一部改正
- 14 昭和46年4月1日一部改正
- 15 昭和47年4月1日一部改正
- 16 昭和48年4月1日一部改正
- 17 昭和49年4月1日一部改正
- 18 昭和50年4月1日一部改正
- 19 昭和51年4月1日一部改正
- 20 昭和52年4月1日一部改正
- 21 昭和55年4月1日一部改正
- 22 昭和56年4月1日一部改正
- 23 昭和58年4月1日一部改正
- 24 昭和60年4月1日一部改正
- 25 昭和62年4月1日一部改正
- 26 平成元年4月1日一部改正
- 27 平成2年4月1日一部改正
- 28 平成2年9月1日一部改正
- 29 平成3年4月1日一部改正

- 30 平成4年4月1日一部改正
- 31 平成4年10月21日一部改正
- 32 平成5年4月1日一部改正
- 33 平成6年4月1日一部改正
- 34 平成7年4月1日一部改正
- 35 平成8年4月1日一部改正
- 36 平成8年11月12日一部改正
- 37 平成9年4月1日一部改正
- 38 この学則は、平成10年4月1日から施行し、平成10年入学生から適用する。なお、平成9年度以前の入学生に対しては従前の例による。
- 39 この学則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。なお、平成11年度以前の入学生に対しては従前の例による。
- 40 この学則は、平成12年5月25日から施行し、同年4月1日に遡及して適用する。なお、平成11年度以前の入学生に対しては従前の例による。
- 41 この学則は、平成12年9月1日から施行する。
- 42 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 43 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 44 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 45 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 46 この学則は、平成18年1月10日から施行する。
- 47 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 48 この学則は、平成18年7月19日から施行する。
- 49 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 50 この学則は、平成19年5月22日から施行する。
- 51 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 52 この学則は、2009年1月26日から施行する。
- 53 この学則は、2009年4月1日から施行し、2009年度入学生から適用する。なお、2008年度以前の入学生に対しては従前の例による。
- 54 この学則は、2010年4月1日から施行し、2010年度入学生から適用する。なお、2009年度以前の入学生に対しては従前の例による。
- 55 この学則は、2011年4月1日から施行し、2011年度入学生から適用する。なお、2010年度以前の入学生に対しては従前の例による。
- 56 この学則は、2012年4月1日から施行し、2012年度入学生から適用する。なお、2011年度以前の入学生に対しては従前の例による。
- 57 この学則は、2013年4月1日から施行し、2013年度入学生から適用する。なお、2012年度以前の入学生に対しては従前の例による。
- 58 この学則は、2014年4月1日から施行し、2014年度入学生から適用する。なお、2013年度以前の入学生に対しては従前の例による。
- 59 この学則は、2015年4月1日から施行し、2015年度入学生から適用する。なお、2014年度以前の入学生に対しては従前の例による。

- 60 この学則は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。なお、2015年度生以前の入学生に対しては従前の例による。
- 61 この学則は、2017年4月1日から施行し、2017年度入学生から適用する。なお、2016年度生以前の入学生に対しては従前の例による。
- 62 この学則は、2018年4月1日から施行し、2018年度入学生から適用する。なお、2017年度生以前の入学生に対しては従前の例による。
- 63 この学則は、2019年4月1日から施行し、2019年度入学生から適用する。なお、2018年度生以前の入学生に対しては従前の例による。
- 64 この学則は、2020年4月1日から施行し、2020年度入学生から適用する。なお、2019年度生以前の入学生に対しては従前の例による。
- 65 この学則は、2021年4月1日から施行し、2021年度入学生から適用する。なお、2020年度生以前の入学生に対しては従前の例による。
- 66 この学則は、2022年4月1日から施行し、2022年度入学生から適用する。なお、2021年度生以前の入学生に対しては従前の例による。
- 67 この学則は、2023年4月1日から施行し、2023年度入学生から適用する。なお、2022年度生以前の入学生に対しては従前の例による。
- 68 この学則は、2024年4月1日から施行し、2024年度入学生から適用する。なお、2023年度生以前の入学生に対しては従前の例による。

## 別表第1

(卒業必要単位数一覧)

環境文化学科	教養教育科目		専門教育科目		
	必修	選択	必修	選択必修	選択
いけばな・花デザイン	13単位	7単位以上	15単位	—	19単位以上
ブライダルプランナー	13単位	7単位以上	14単位	—	20単位以上
医療クラーク	13単位	7単位以上	32単位	—	2単位以上
製菓クリエイト	13単位	7単位以上	22単位	—	8単位以上
トータルビューティアー	13単位	7単位以上	14単位	—	単位制限なし
国際経営情報	13単位	7単位以上	4単位	4単位以上	24単位以上
幼児保育学科	教養教育科目		専門教育科目		
	必修	選択	必修	選択	
	6単位	8単位以上	24単位	24単位以上	

(備考) 全学科とも卒業要件として必要な単位数は合計62単位である。

## 別表第2

(教養教育科目)

科目名	必修/選択	単位数	備考
いけばなと現代生活Ⅰ	必修	2	全学科開設科目
いけばなと現代生活Ⅱ	必修	2	全学科開設科目

いけばなと現代生活Ⅲ	生花 自由花	環境文化学科必修 幼児保育学科選択	2	全学科開設科目
いけばなと現代生活Ⅳ	生花 自由花	選択	2	全学科開設科目
茶の湯と伝統文化Ⅰ	表千家 裏千家	環境文化学科必修 幼児保育学科選択	1	全学科開設科目
茶の湯と伝統文化Ⅱ	表千家 裏千家	環境文化学科必修 幼児保育学科選択	1	全学科開設科目
茶の湯と伝統文化Ⅲ	表千家 裏千家	選択	1	全学科開設科目
茶の湯と伝統文化Ⅳ	表千家 裏千家	選択	1	全学科開設科目
気づきと思考力		必修	2	全学科開設科目
リーディング&ライティングスキル		必修	1	環境文化学科開設科目
現代社会とコミュニケーション		選択	2	環境文化学科開設科目
キャリアプランニング		選択	2	環境文化学科開設科目
サービスマナー演習		選択	2	環境文化学科開設科目
プレゼンテーション入門		選択	2	環境文化学科開設科目
情報リテラシー（基礎）		必修	2	環境文化学科開設科目
情報リテラシー（応用）		選択	2	環境文化学科開設科目
情報処理演習		選択	2	幼児保育学科開設科目
和と美の日本文化		選択	2	環境文化学科開設科目
いけばなの歴史		選択	2	環境文化学科開設科目
くらしの文化論		選択	2	環境文化学科開設科目
茶の湯の歴史		選択	2	環境文化学科開設科目
着物とくらし		選択	2	環境文化学科開設科目
京都学		選択	2	環境文化学科開設科目
書と文化		選択	2	環境文化学科開設科目
人権と差別		選択	2	全学科開設科目
人間関係論		選択	2	環境文化学科開設科目
くらしの法律と経済		選択	2	環境文化学科開設科目
現代社会論		選択	2	環境文化学科開設科目
比較文化論		選択	2	全学科開設科目
色彩学		選択	2	環境文化学科開設科目
憲法		選択	2	幼児保育学科開設科目
スポーツと健康		選択	1	環境文化学科開設科目
健康科学とスポーツ		選択	2	幼児保育学科開設科目
Skill Up English		選択	2	環境文化学科開設科目
Active English		選択	2	環境文化学科開設科目
英語		選択	2	幼児保育学科開設科目

### 別表第3

（環境文化学科専門教育科目）

いけばな・花デザインコース

科目名	必修/選択	単位数	備考
基礎ゼミ	必修	2	
専門ゼミ	必修	2	
花伝書概説	必修	2	
伝書講読特講	選択	2	
文学と花	選択	2	

花卉学概論	選択	2	
季節の花材の取り合わせ	選択	2	
花と緑の文化論	選択	2	
Floral English	選択	2	
いけばな演習(生花、自由花の基本)	必修	2	
自由花特講	必修	2	
生花研究A	選択	2	
生花研究B	選択	2	
立花基礎	必修	2	
立花I	選択	2	
立花II	選択	2	
いけばな指導者演習	選択	2	
いけばな大作実習	選択	2	
フラワー産業概論	選択	2	
いけばな・花デザイン理論	選択	2	
フラワーアレンジメントA	必修	1	
フラワーアレンジメントB	選択	1	
フラワー装飾実習	選択	2	
フラワーコーディネートA	必修	2	
フラワーコーディネートB	選択	2	
デッサン・造形基礎演習	選択	2	
和装の文化I	選択	1	
和装の文化II	選択	1	

### ブライダルプランナーコース

科目名	必修/選択	単位数	備考
基礎ゼミ	必修	2	
専門ゼミ	必修	2	
ウェディングプランナー概論I	必修	2	
ウェディングプランナー概論II	必修	2	
セレモニーマナー	必修	2	
ブライダルプランニング基礎	必修	2	
ブライダル・ホテル接遇	必修	2	
ブライダルMC & プレゼンテーション	選択	2	
ブライダルの現状	選択	2	
ブライダルマーケティング	選択	2	
プランナーズスキルアップ	選択	2	
フォーマルウェア概論	選択	2	
衣装コーディネート	選択	2	
ブライダルメイク	選択	2	
和装の文化I	選択	1	
和装の文化II	選択	1	
ホテルビジネス論	選択	2	
ホテルデザイン	選択	2	
サービス実務	選択	2	
ホテルマネジメント	選択	2	
テーブルコーディネート	選択	2	
ブライダルカラーコーディネート	選択	2	

ブライダル装花	選択	2	
結婚文化論	選択	2	
冠婚葬祭の音楽誌	選択	2	

### 医療クラークコース

科目名	必修/選択	単位数	備考
基礎ゼミ	必修	2	
専門ゼミ	必修	2	
医療制度	必修	2	
診療報酬請求事務 概論 A	必修	2	
診療報酬請求事務 概論 B	必修	2	
診療報酬請求事務 概論 C	必修	2	
診療報酬請求事務 標準 A	必修	2	
診療報酬請求事務 標準 B	必修	2	
診療報酬請求事務 応用 A	必修	2	
診療報酬請求事務 応用 B	必修	2	
診療報酬請求事務演習 A	選択	2	
診療報酬請求事務演習 B	選択	2	
診療報酬請求事務演習 総合	選択	2	
D P C 請求演習	選択	2	
医学概論 基礎医学 A	必修	2	
医学概論 基礎医学 B	必修	2	
医師事務作業補助業務 基礎	必修	2	
医師事務作業補助業務 実務	必修	2	
医師事務作業補助業務 応用	選択	2	
医事コンピュータ A 外来・入院	必修	1	
医事コンピュータ B 電子カルテ	必修	1	
コンピュータ実務	選択	1	
医療機関実習	選択	2	
薬学概論 基礎薬学	必修	2	
レセプト実務	選択	2	
調剤報酬請求事務	選択	2	

### 製菓クリエイトコース

科目名	必修/選択	単位数	備考
基礎ゼミ	必修	2	
専門ゼミ	必修	2	
衛生法規	選択	2	
公衆衛生学 A	必修	2	
公衆衛生学 B	選択	2	
食品学 A	必修	2	
食品学 B	選択	2	
食品衛生学 A	必修	2	
食品衛生学 B	選択	2	
食品衛生学 C	選択	2	
食品衛生学実習	選択	1	
栄養学 A	必修	2	

栄養学 B	選択	2	
社会	必修	2	
製菓理論 A	必修	2	
製菓理論 B	必修	2	
製菓理論 C	選択	2	
製菓実習	必修	2	
製菓応用実習 A	選択	3	
製菓応用実習 B	選択	3	
製パン実習	必修	2	
和菓子実習	選択	3	
製菓専門実習 A	選択	3	
製菓専門実習 B	選択	3	
カフェ演習	選択	2	
パティスリーラッピング	選択	1	
専門スキル	選択	2	

### トータルビューティークース

科目名	必修/選択	単位数	備考
基礎ゼミ	必修	2	
専門ゼミ	必修	2	
美容基礎理論	必修	2	
美容栄養学	選択	2	
化粧品学	選択	2	
美粧文化論	選択	2	
メイク色彩論	必修	2	
サービス接客対策講座	選択	2	
美学論	選択	2	
ファッションコーディネート論	選択	2	
美容企画	選択	2	
メイク技術基礎	必修	2	
メイク技術応用	選択	2	
ヘア技術基礎	必修	2	
ヘア技術応用	選択	2	
イラスト技法	選択	2	
クリエイティブメイク	選択	2	
ブライダルビューティークース演習	選択	2	
ビューティースタ일리スト論	選択	2	
アドバイザーメイク演習	選択	2	
ネイル I	必修	2	
ネイル II	選択	2	
ジェルネイル I	選択	2	
ジェルネイル II	選択	2	
アロマセラピー	選択	2	

### 国際経営情報コース

科目名	必修/選択	単位数	備考
基礎ゼミ	必修	2	

専門ゼミ	必修	2	
実践英語 A	選択必修	2	
実践英語 B	選択必修	2	
実践英語 C	選択必修	2	
実践英語 D	選択必修	2	
コミュニケーション論	選択	2	
現代の経営	選択	2	
簿記入門	選択	2	
マーケティング入門	選択	2	
ビジネス心理	選択	2	
会計学	選択	2	
マネジメント入門	選択	2	
マーケティング論	選択	2	
マネジメント論	選択	2	
デジタル・マーケティング論	選択	2	
デジタル・リテラシー	選択	2	
デジタル・ビジネス入門	選択	2	
プログラミング演習	選択	2	
マルチメディア演習(映像・写真編集)	選択	2	
情報システム論	選択	2	
ホスピタリティ論	選択	2	
観光システム論	選択	2	
ソーシャルイノベーション	選択	2	
企業連携演習	選択	2	

#### 別表第 4

(幼児保育学科専門教育科目)

科目名	必修/選択	単位数	備考
保育基礎演習(基礎ゼミ)	必修	2	
保育総合演習(専門ゼミ)	必修	2	
保育・教職論	必修	2	
子どもの心理学	必修	2	
特別支援教育演習	選択	2	
教育課程論	選択	2	
教育原理	選択	2	
保育原理	必修	2	
子ども家庭福祉	必修	2	
社会福祉	必修	2	
子ども家庭支援論	選択	2	
社会的養護 A	選択	2	
子ども家庭支援の心理学	必修	2	
子どもの理解と援助	選択	2	
子どもの保健	選択	2	
子どもの食と栄養	選択	2	
子ども理解と教育相談	選択	2	
教育方法論	選択	2	
幼児と健康	必修	1	
幼児と人間関係	必修	1	

幼児と言葉	必修	1	
幼児と音楽表現A	必修	1	
音楽基礎演習A	必修	1	
幼児と造形表現	必修	1	
保育内容総論	選択	1	
保育内容演習(健康の指導A)	選択	1	
保育内容演習(人間関係A)	選択	1	
保育内容演習(環境A)	選択	1	
保育内容演習(言葉と文化)	選択	1	
保育内容演習(音楽表現A)	選択	1	
保育内容演習(造形表現A)	選択	1	
保育内容演習(身体表現A)	選択	1	
乳児保育A	必修	2	
乳児保育B	選択	1	
子どもの健康と安全	選択	1	
社会的養護B	選択	1	
子育て支援	選択	1	
保育実習(保育所・施設)	選択	4	
保育実習指導(保育所・施設)	選択	2	
保育所実習	選択	2	
施設実習	選択	2	
保育所実習指導	選択	1	
施設実習指導	選択	1	
教育実習(前半)	選択	2	
教育実習指導(前半)	選択	1	
教育実習(後半)	選択	2	
教育実習指導(後半)	選択	1	
保育・教職実践演習	選択	2	
保育内容演習(健康の指導B)	選択	1	
保育内容演習(人間関係B)	選択	1	
保育内容演習(環境B)	選択	1	
保育内容演習(児童文化)	選択	1	
保育内容演習(音楽表現B)	選択	1	
保育内容演習(造形表現B)	選択	1	
保育内容演習(身体表現B)	選択	1	
造形あそびとワークショップ	選択	1	
幼児と音楽表現B	選択	1	
音楽基礎演習B	選択	1	
幼児と音楽表現C	選択	1	
幼児と音楽表現D	選択	1	
幼児体育	選択	1	
環境・表現研究A(いけばな)	選択	1	
環境・表現研究B(いけばな)	選択	1	

## 別表第5

種別	学科	金額(円)
検定料	全学科共通	30,000

入 学 金	全学科共通	2 4 0, 0 0 0
授 業 料	全学科共通	8 0 8, 0 0 0
教育充実費	全学科共通	2 8 0, 0 0 0